

2021年度決算貸借対照表注記事項

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、それぞれ次の方法により行っております。
- | | |
|----|--|
| 建物 | 定率法を採用し、160%の償却率によっております。ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。 |
| 動産 | 定率法を採用しております。 |
- なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|----|--------|
| 建物 | 7年～50年 |
| 動産 | 2年～20年 |
6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。))に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。))に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。))に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。ただし、破綻懸念先のうち与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本の回収見込額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法により計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者(以下「要注意先」という。))のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下「要管理先」という。))に係る債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下「正常先」という。))に係る債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しております。
- これらの予想損失額は、それぞれの債務者区分の損失見込期間を算定期間とし、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した検査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は11,882百万円であります。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|--------|--|
| 過去勤務費用 | その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理 |
|--------|--|
- 数理計算上の差異 各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(1年)による定額法により按分した額を、発生翌事業年度から費用処理
12. 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明等は次のとおりであります。
- | | |
|---|--------------|
| ① 制度全体の積立状況に関する事項(2021年3月31日現在) | |
| 年金資産の額 | 1,732,930百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,817,887百万円 |
| 差引額 | △84,957百万円 |
| ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(2021年3月31日現在) | 0.6616% |
| ③ 補足説明 | |
| 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金128百万円を費用処理しております。 | |
| なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
16. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
17. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
18. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は「その他資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
19. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。
- | | |
|--|-----------|
| (1) 計算書類に計上した金額 | |
| 貸倒引当金 | 12,179百万円 |
| (2) 見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報 | |
| 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として、貸借対照表注記事項9に記載しております。なお、当事業年度は予想損失率の必要な修正を実施しておりません。 | |
| 当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の経済面への影響はある程度継続する恐れは少なくありませんが、基調として徐々に和らいでいくと想定しております。当該想定に基づき、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いています。 | |
| こうした仮定のもと、当該影響から予想される損失に備えるため、新型コロナウイルス感染症の影響により業績悪化が生じている債務者について、今後の債務者経営状況の悪化又は回復の可能性や事業の継続可能性を個別に評価し、将来の業績見通しに対する仮定を設定しております。 | |
| 新型コロナウイルスの感染拡大の状況や個別債務者の債務者区分の判定に用いた仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。 | |

20. 子会社等の株式の総額130百万円

21. 子会社等に対する金銭債務総額932百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額15,092百万円

23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,626百万円
危険債権額	58,979百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	5,469百万円
合計額	73,074百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,271百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
預け金	12,500百万円
有価証券	347,441百万円(時価)
担保資産に対する債務	
借入金	327,942百万円
債券貸借取引受入担保金	2,033百万円
上記のほか、為替決済、及び外国為替取引等の担保の代用として、預け金100,300百万円及び有価証券1,014百万円(時価)を差し入れております。	
また、その他の資産には、保証金は360百万円及び担保金は11百万円が含まれております。	

26. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日
1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出しています。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額4,060百万円

27. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額はございません。

28. 出資1口当たりの純資産額461円97銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総

合的管理(ALM)をしております。

その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引には、主として為替予約取引があります。お客様の財務上のニーズにお応えすること、並びに為替変動に対する当金庫のリスクを軽減することを目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、管理部により行われており、大口与信先については融資審査会を開催し、審議しております。

また、貸出金の信用リスクの状況はリスク統括部にて把握・分析し、定期的に理事会、経営会議に報告する態勢を整備しております。

さらに、与信管理の状況については、内部監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金証券部及びリスク統括部において、信用情報や時価の把握を日々行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMIにより金利の変動リスクを管理しております。

市場リスク規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会、リスク管理委員会等において管理状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、現在価値分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会、経営会議に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

統合的リスク管理において為替の変動リスクを管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

統合的リスク管理において価格変動リスクを管理しております。

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金市場運用検討会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金市場運用規程に従って行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

事業推進目的で保有している株式についても、資金証券部において取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は資金証券部及びリスク統括部を通じ、資金市場運用検討会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門を分離し内部牽制を確立するとともに、フラット予約事務取扱要領に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これら金融資産及び金融負債の市場リスク量をVaRにより計測し、取得したリスク量が市場リスクリミットの範囲内であるかどうかを管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間 有価証券6カ月、その他1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、2022年3月31日現在で当金庫の市場リスク量は35,603百万円です。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに一定の発生確率での最大損失額を算出しているため、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない可能性があります。こうした問題に対応するために、定期的にストレステストを実施し、リスク管理への活用を努めております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適切な資金繰りを通じて資金ポジションを管理しています。また、流動性リスク規程により流動性リスク管理を実施し、流動性リスクの状況については定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、

異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
 なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は次表には含めておりません((注2)参照)。また、コールローン、外国為替(資産・負債)、コールマネー、並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	868,401	870,531	2,129
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	83,067	84,878	1,811
その他の有価証券	575,869	575,869	-
(3) 貸出金(*1)	1,567,031		
貸倒引当金(*2)	△11,675		
	1,555,356	1,589,908	34,552
金融資産計	3,082,693	3,121,186	38,492
(1) 預金積金(*1)	2,684,770	2,687,644	2,874
(2) 借入金(*1)	327,942	328,158	216
金融負債計	3,012,712	3,015,802	3,090

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)
 金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(日本円OIS、SWAPレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。自金庫保証付私募債は、銘柄ごとの残存期間に対応するスワップ金利にスプレッドを加味し、割引現在価値を算出してしております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については31から33に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュフローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(日本円OIS、SWAPレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュフローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(日本円 OIS、SWAPレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(日本円 OIS、SWAPレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	130
非上場株式(*1)	204
組合出資金(*2)	5,354
合 計	5,688

(*1) 子会社等株式、及び非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」が含まれております。以下、33まで同様であります。

満期保有目的の債券等

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	45,881	46,375	494
	地方債	10,386	10,631	244
	社債	3,095	3,225	130
	その他	16,600	17,802	1,202
	小計	75,962	78,035	2,072
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	1,904	1,902	△2
	社債	-	-	-
	その他	5,799	5,541	△258
	小計	7,704	7,443	△260
合計		83,667	85,479	1,811

その他の有価証券等

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,147	6,270	2,877
	債券	139,159	137,261	1,898
	国債	31,190	30,759	431
	地方債	32,455	32,174	281
	社債	75,512	74,327	1,185
	その他	83,038	78,671	4,366
	小計	231,345	222,203	9,142
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,246	3,699	△453
	債券	180,060	183,371	△3,311
	国債	36,775	37,796	△1,020
	地方債	40,260	41,366	△1,105
	社債	103,023	104,208	△1,185
	その他	174,710	181,110	△6,399
小計	358,017	368,181	△10,164	
合計		589,363	590,385	△1,021

当事業年度より、上記その他には、買入金銭債権が含まれております。

32. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位:百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	840	66	△ 161
債券	-	-	-
国債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	49,124	1,909	△ 1,196
合計	49,964	1,976	△ 1,357

当事業年度より、上記その他には、投資信託の売却額(解約額)39,652百万円、投資信託解約益1,094百万円、解約損1,149百万円が含まれております。

33. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

また、有価証券の減損にあたっては、当事業年度末における市場価格等に基づく時価が、帳簿価格から50%以上下落している銘柄は一律減損するとともに、下

落が30%以上50%未満の銘柄で、過去1年間の時価の推移や発行会社の現状及び業績見通し等を考慮の上、時価の回復が認められないと判断される銘柄を減損処理することとしております。
当事業年度は、減損処理を行なった有価証券はございません。

34. 運用目的の金銭の信託 (単位:百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	4,869	△ 62

35. 当座貸越契約及び貸付金に係る極度取引契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,652百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが77,224百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	4,707百万円
退職給付引当金	1,304
減価償却費	452
役員退職慰労引当金	197
賞与引当金	167
固定資産の減損損失額	118
その他有価証券評価差額金	279
その他	603
繰延税金資産小計	7,830
評価性引当額	△ 2,678
繰延税金資産合計	5,152百万円
繰延税金負債	
資産除去債務	20
繰延税金負債合計	20百万円
繰延税金資産の純額	5,131百万円

37. その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した3,000百万円が含まれております。

38. 会計方針の変更 (収益認識会計基準)

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(2020年3月31日)以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。(時価算定会計基準)

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

39. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

2021年度 損益計算書の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 子会社との取引による収益総額 18,610千円
子会社との取引による費用総額 586,442千円

3. 出資1口当たりの当期純利益金額は、29円00銭であります。

4. 当事業年度におきまして、次の資産グループについて減損損失を計上しております。(単位:千円)

用途	種類	場所	減損損失額
営業店舗	土地	大阪府大阪市	12,081
営業店舗	土地	大阪府大阪市	8,171

(経緯)

当期に廃店の意思決定をした店舗の資産について、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当該減少額を「減損損失」として特別損失に計上しております。

(グルーピングの方法)

営業店舗については、営業店ごとに継続的な収支の把握を行っていることから、各営業店をグルーピングの最小単位としております。

(算定方法)

当資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額を適用しております。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。貸金庫やインターネットバンキングに係る固定利用料等のサービス期間に対応して生じる収益については、主としてこれらのサービスが提供される期間にわたって収益を認識しておりますが、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	輸出・輸入手数料、外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、未利用口座管理手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載していません。

2022年6月21日開催の第103期通常総代会で承認を得た計算書類等、すなわち、貸借対照表、損益計算書、注記及びその附属明細書並びに剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の財務諸表は、上記の計算書類等に基づき様式等の一部変更して作成しております。

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しています。

2022年6月21日

大阪信用金庫 高井 嘉津義
理事長